

## 龍ヶ崎市公告第73号

令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の着手開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和8年6月15日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

### 1 業務名

令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託

### 2 業務概要

本業務は、龍ヶ崎市（以下、「本市」という。）が令和7年2月に策定した「龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針」に基づき、令和8年に公表した地域ブランディング「じぶん龍 ACTION」を展開するため、「令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）実施し、市外向けには本市の認知度や情報接触度、来訪意欲の向上を図るとともに、市内向けには市民のシビックプライド醸成や推奨意欲の向上を目指すものである。

主たる業務として、地域ブランディング「じぶん龍 ACTION」を推進するための情報発信やイベントの開催を予定している。

そのため、本業務の実施にあたっては、本市の意図を十分に理解したうえで企画提案を求めるものである。

### 3 履行期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。（ただし、検査期間10日間を含む）

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (3) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (6) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (7) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であつて、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (9) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納額がないこと。ただし、市税は、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (10) 過去3年度以内(令和5年度～令和7年度)に、国・地方公共団体又はそれに準ずる団体が発注者とし、地域ブランディング・地域プロモーションに関する同種の業務を、元請として受注した実績があること。同種の業務とは、地域ブランディングに関する総合的な計画・構想の策定支援や

それらに関連するブランディング構築業務、地域の魅力を発信するプロモーションやイベント運営をいう。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、「令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課広報・プロモーショングループ（担当：関口）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 369）

メールアドレス hisyo@city.ryugasaki.lg.jp